コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　EIWA CORPORATION

最終更新日：2016年6月29日
英和株式会社
代表取締役社長　阿部　健治
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長　山枡　理伸　TEL:06-6539-4801
証券コード：9857
http://www.eiwa-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

（1）「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくのが、英和グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。当社では従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。
（2）上記方針に基づく業務執行監督については、取締役会の監督のみならず、監査役会や監査部の強化、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会等の各種委員会活動、QMS（品質マネジメント）、EMS（環境マネジメント）及びRMS（リスクマネジメント）の自主的な活動ならびに金融商品取引法に定められた財務報告に係わる内部統制報告制度の適確な運用を通じて、株主その他ステークホルダーの期待に応えられる体制の整備をはかっております。
（3）当社が監査役会設置会社形態を採用している理由については、当社の規模、業界の特徴等を考慮し、監督機能を取締役会に集中させることで、任意の執行役員制度を有効に運営できるものと判断したものであります。
なお、監査役会は社外監査役を含めて組成しております。
また、取締役等の選任に関しては、業界の特徴を熟知し、かつ取締役・監査役としての見識を備えた人物の登用を基本とし、社内にその素養を持った人物がいない場合は、外部から招聘しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4　議決権電子行使及び招集通知の英訳】
現在、当社の外国人株主比率は相対的に低いと考えている為、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
(5)　取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
従来、株主総会参考書類にて、社外役員の選任理由を開示しておりますが、今後、すべての役員について選任理由の開示を検討してまいります。

【補充原則3－1－2　英語での情報開示】
当社では、ホームページに英語での情報を一部掲載しておりますが、それ以外には英語での情報開示を実施しておりません。今後、外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効活用】
当社は、監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、独立役員である2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としており、社外取締役は選任いたしておりません。各監査役は、担うべき法的な役割を果たした上で、各々経営管理、会計・税務に関する専門的な知識や経験等を活かしながら、経営陣から一定の距離をおいた立場で、客観的かつ公正な視点及び一般株主の利益保護の観点から取締役会への助言を行っております。取締役会としては、これら監査役による監査結果及び助言に対し高くかつ十分に尊重して企業経営にあたっております。
また、当社は国内取引が大勢を占める一般的な計測機器販売商社で、社内取締役を能力・経験面で補完して更に当社の業績向上と発展に資する有能な社外取締役候補者を選定することは大変困難であり、適切な社外取締役候補者が見つかっていない現時点においては、拙速に社外取締役候補者を選ぶよりも、現時点の体制の方が、企業価値の向上に資すると思料され、よって社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。
なお、当社は、容易に適切な社外取締役候補者が見つからないことをも考慮し、これに代替・類似する措置として、近年社外大手商社より企業経営並びに海外取引経験豊富な人材を常勤取締役として2名招き入れ、内部統制体制の強化・維持と業容拡大により、一般株主を始めとするステークホルダー各位の期待に応える持続的な成長と中長期的な企業価値向上に鋭意努力いたしております。
また、今後につきましては、業務執行者に対する監督機能の強化を目的として監査等委員会設置会社へ移行することを前提に、当社の業務を理解し、当社の企業価値向上に資する社外取締役候補者の招聘を検討していきたいと考えております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役は選任しておりませんが、会社法に定める要件を満たした社外監査役を、金融商品取引所が定める独立性判断基準に従い、独立役員に指定しております。

【補充原則4－10－1　取締役の指名・報酬についての独立社外取締役の助言】
取締役の選任・報酬の検討にあたり、現在は独立社外取締役を選任していないため、独立社外取締役の関与・助言を得ておりませんが、今後は、監査等委員会設置会社への移行も視野に入れながら、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役の選任並びに独立社外取締役を含めた諮問機関の設置により、適切な関与・助言を得ることを検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　政策保有株式】
1．政策保有に関する方針
当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、取引関係の維持・強化及び株式の安定化等、取引先および当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

2．議決権の行使
投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢および社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が、役員や主要株主等との間で関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、取引の確認結果を有価証券報告書等に開示しております。なお、有価証券報告書等にもあるとおり、当社は前期において関連当事者取引を行っておりません。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念については、「1．基本的な考え方」をご参照ください。
また、当社の経営戦略や経営計画については、当社ホームページの決算説明資料及び個人投資家向け会社説明会資料をご参照ください。
http://www.eiwa-net.co.jp/toushi/library.php
(2)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営陣幹部・取締役の報酬については、業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させる方針としており、月額報酬と賞与により構成しております。特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。
その方針に基づき社長が内容を検討し、取締役会が承認しております。
今後、監査等委員会設置会社への移行も視野に入れながら、社外取締役をメンバーに含めた報酬案策定に関する会議等の設置を検討してまいります。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任、取締役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。監査役候補の指名に関しては、当社事業分野に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点を考慮し、適材適所の観点より総合的に検討する方針としております。
その方針に基づき社長、人事担当取締役が内容を検討し、取締役会が決議しております。
今後、監査等委員会設置会社への移行も視野に入れながら、社外取締役をメンバーに含めた選任・指名案策定に関する会議等の設置を検討してまいります。

【補充原則4－1－1　取締役会の委任の範囲】
当社では、取締役会は、「取締役会規則」及び「取締役会審議決議事項」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、業務執行機関として、経営戦略会議を設けるとともに、「決裁権限明細表」を策定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。具体的には、取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社取締役の員数は、定款で定める8名以内で、執行役員への権限委譲の状況等に鑑みて、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定するものとします。また、当社は、取締役会の審議を多面的かつ適切に行うためには多様性の確保が重要であると認識し、多様な知識・経験・能力を有する者の中から、取締役会全体のバランスを考慮しながら取締役を選定するものとします。

【補充原則4－11－2　兼任状況の開示】
社内役員については、他の上場会社役員の兼任はありません。
直前事業年度末における社外役員にかかる他の上場会社役員の兼任状況については、毎年、当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知「会社役員の状況」に記載しております。
当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
http://www.eiwa-net.co.jp/toushi/library05.php

【補充原則4－11－3　取締役会の評価】
取締役会の実効性に関する質問票を全ての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。回答の結果を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。
＜取締役会の実効性の評価結果の概要＞
・各取締役および監査役がそれぞれの知識や経験等を活かし、取締役会において効果的な発言、質の高い議論を行うことで、経営の監督および監視に十分な責任を果たしていると評価しました。
・当社取締役会では、喫緊の課題を優先し中長期的な経営課題に関する議論が不足する傾向にあることを認識しました。今後は中期経営計画の策定において、事業における中長期的な競争状況や市場動向を踏まえた重要課題についての議論を充実させてまいります。
・IR活動は社長をはじめとする経営陣が積極的に実施しておりますが、投資家および株主の皆様からの当社に対する意見や評価について、取締役会へのフィードバックが不足していると認識しました。今後は投資家および株主の皆様からの当社に対する意見や評価については、体系的に取締役会にフィードバックする体制を構築してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
取締役、監査役の全員を対象とし、コンプライアンスや財務会計等をテーマとした勉強会を年2～3回実施する方針としております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画部が行っております。IR活動に必要な情報は、情報管理者である各部門長及び子会社各社長より各現場からの情報を経営企画部に集約し、一元管理しております。
（IR活動の内容）
当社の主なIR活動は次のとおりです。
・定時株主総会：年1回
・決算説明会：適宜
・プレス発表：半期ごと
・個人投資家向け説明会：最低年1回
・当社ホームページの企画・運営

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阿部　健治	387,580	5.99
東京計器株式会社	246,840	3.81
阿部　和男	233,800	3.61
長野計器株式会社	206,600	3.19
三輪　俊一	195,700	3.02
松村　展行	190,000	2.93
阿部　英男	175,366	2.71
英和社員持株会	174,913	2.70
株式会社百十四銀行	165,188	2.55
伊藤　信子	85,600	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、期初に年間監査スケジュールの調整を行った後、監査役の業務監査と会計監査人の会計監査の実施結果報告書に基づき、定期的(およそ2ヶ月に1回)に会合を持ち、改善等の指示・要望を責任者に伝え、効率的な経営に努めております。
内部監査部門につきましては、当社の全拠点を毎期必ず業務監査できるように行っており、監査役監査との重複とならないようスケジュールに配慮して対応しております。なお、それぞれの業務監査後は、随時に打合せ時間をとり、抽出された課題に対し改善に向けた提言やフォローアップを直接責任者に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲林　信至	他の会社の出身者													
藤田　傑	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲林　信至	○	仲林塗料株式会社　代表取締役社長。 独立役員。	会社代表者として経営管理に精通しており、異業種での経験を踏まえた見識で、客観的且つ公正な視点からの監査が可能であると考えております。 なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはありません。 従って一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
藤田　傑	○	藤田傑税理士事務所　代表。 独立役員。	税理士として、会計・税務に関する専門的な知識や経験を有しており、経理的観点から監査体制の強化を図ることができるものと考えております。 なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはありません。 従って一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役のインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、一部業績を反映させる報酬体系にしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬額については、取締役及び監査役の別に、総額にて有価証券報告書並びに事業報告において開示しております。
なお、取締役及び監査役に支払った報酬額の総額は、取締役　138百万円、監査役　18百万円（うち社外監査役　7百万円）、合計　157百万円となっております。（いずれも役員賞与、退職慰労引当金を含み、百万円未満は切り捨てております。）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則３－１　情報開示の充実】(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、常勤監査役が社外監査役との定例的なミーティングを実施するとともに、監査部等のスタッフが監査役を支援できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。なお、社外取締役は選任しておりません。

業務執行の方法につきましては、取締役会が決定した経営方針に従い、定期的に行われる経営戦略会議（執行役員等が中心）で業務分担を取決めて執行する方法をとっており、具体的には更に総合部会や部内会議で部門長及び所轄長に直接指示・命令することにより執行する方法をとっております。

なお監査・監督の方法につきましては、取締役は主として取締役会において執行役員等から報告を受けるとともに、監査部等に指示し、または監査部等から報告を得て、執行役員以下の業務執行を監督しております。

監査役は各部会等に出席して業務執行および取締役の監督の状況を監査するとともに、監査部等及び会計監査人と協議し、業務執行の現場に出向き、指示・命令された業務の執行状況等をチェックしております。

監査部門（スタッフ数は平成28年５月末現在５名）は、社長直轄の内部監査組織として、内部監査手続きに基づき、全拠点の業務監査を行っております。

また、リスクマネジメント、コンプライアンスにつきましては、それぞれ委員会を設置し、社員への浸透をはかることにより、CSR経営の向上に努めております。

なお、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにて当社の会計監査業務を執行する指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士は、高崎充弘氏、矢倉幸裕氏であり、継続関与年数は全員７年以内の為、記載を省略致します。

監査役の監査体制の実効性を高めるための取組みとして、各監査役がオブザーバーとして参加する、代表取締役社長を責任者とした、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置しております。

当社定款の定めにより、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外のチェックという観点からは、独立役員である社外監査役2名が、監査役としての立場から担うべき法的な役割を果たした上で、各々が有する会計・税務、経営管理に関する専門的な経験や知識等を活かしながら、社外からの招聘者として経営陣から一定の距離をおいた上で取締役会に参加し、客観的かつ公正な視点及び一般株主の利益保護の観点から助言を行うことで、経営監視機能の客観性及び中立性確保が図られているため、コーポレート・ガバナンス体制が十分に機能しているものと考えております。

社外取締役を置くことが相当でない理由は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則４－８　独立社外取締役の有効活用】に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定日程より3日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従前から集中日を回避し、株主総会の形骸化を防ぐ努力をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	最低年1回、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で代表者自身によるアナリスト・機関投資家向け説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算説明用ハンドアウト、決算短信、株主通信、その他ディスクローズ情報を当社ホームページで公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を全拠点で取得済みです。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、適正な運用を現実に実施していくことが、英和グループの内部統制システムに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。

当社では、従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。

また、全ての社員が経営理念の実現に貢献できるよう、役員を含めた社員の行動基準を定めた「役職員行動規範」に則り、健全な社会規範の下で業務を遂行すると共に、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会の活動を通して、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を確保するための個々人の活動もサポートし、持続可能なCSR経営を積極的に推進します。

（2）整備状況

内部統制に関する体制や環境の構築状況ですが、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その他業務の適正を確保するための当社の体制は、末端である各拠点における、QMS（品質マネジメント）、EMS（環境マネジメント）及びRMS（リスクマネジメント）の自主的な活動や、金融商品取引法に定められた財務報告に係わる内部統制報告制度の適確な運用を基本として、経営計画の実行主体である経営戦略会議（執行役員が中心）の指示・命令・実行が法令および定款に適合しているかのチェックを、取締役会および監査部、監査役会ならびに公認会計士（監査法人）が互いに蜜に連絡をとりながら実施しております。

また、各種損失発生を防止する為の危機管理、発生した際の対処方法等を担うリスクマネジメント委員会、法令遵守の的確な運用に資するコンプライアンス委員会といった内部牽制組織が一体として監査・監督することで、適正を確保する体制をとっております。更に、職場における社内規則や法令の違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他の当社の社会的信用を低下させる行為を当社社員が会社に通報する「内部通報規程」を制定し、一層の企業倫理の向上と経営の健全化を図っております。情報管理体制としては、「文書管理規程」、「インサイダー取引管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」等を定め、社内文書並びに重要情報の管理を徹底し、機密情報の漏洩、インサイダー取引等の発生防止を図っております。

また、子会社各社についても、当社同様の内部統制に関する諸規程を制定してグループ一体として業務の適正を確保しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

当社は「役職員行動規範」に従い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応し、且つ反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も致しません。

（2）整備状況

「大阪府企業防衛連合協議会」および「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、平時よりその会合に積極的に参加することで、企業防衛に関する必要な情報収集に努めるとともに、当該事案が発生した場合は、必要に応じて外部の専門機関および弁護士等と連携し、適切な対応策を講じることにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

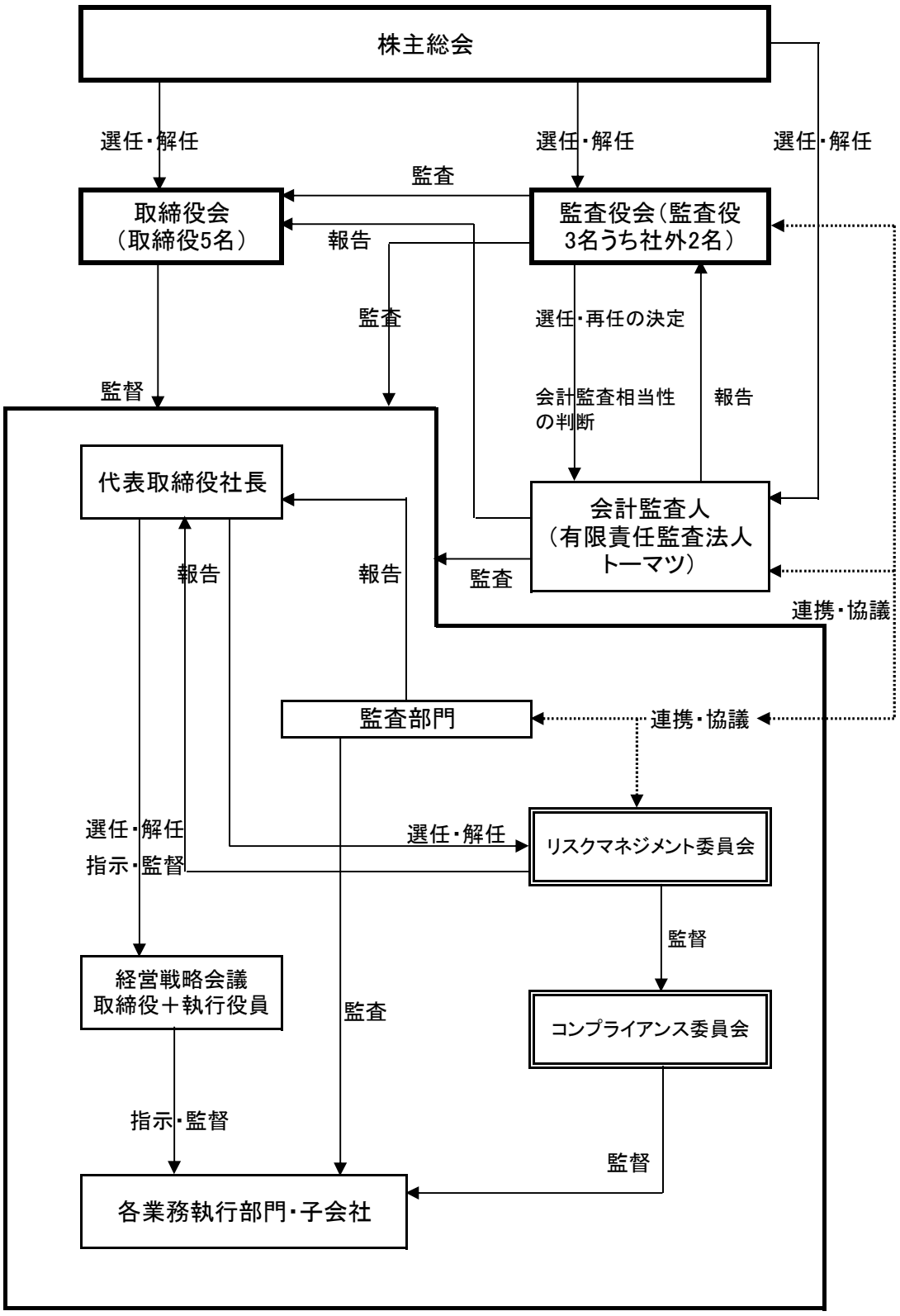
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）コーポレート・ガバナンス体制の概要
コーポレート・ガバナンス体制については、添付【参考資料1】をご参照ください。
（2）適時開示体制の概要
a. 基本的な考え方
当社は、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分果たすと共に、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーズから確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、社内規程（情報開示規程、インサイダー取引管理規程）に基づき、下記方針の通り適時適切な開示を行うことを基本姿勢といたします。
・金融商品取引法など関連法令および証券取引所の開示規則等を遵守いたします。
・投資家が適切な投資判断を形成する為に重要な情報を積極的に適時・適切に開示いたします。
b. 社内体制
情報開示に関する基本的な考え方に基づき、管理本部長を委員長とした開示委員会を設置し、適時開示における情報の重要性や開示内容の妥当性を判断いたします。
・情報収集
当社グループにおいて重要性のある情報が発生した場合は、情報管理者である各部門長及び子会社各社長より各現場からの情報を総務部に集約し、一元管理いたします。
・適時開示の判断
報告された適時開示に係る情報については、総務部長が開示委員会委員長に開示委員会開催の要否の指示を求め、招集される場合は速やかに開示委員会を開催し情報の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議し、開示の要否を決定いたします。
・適時開示の手続
決定事実および決算情報については開示委員会委員長より開示委員会審議内容を取締役会に付議し、決裁承認後遅滞なく開示いたします。また、発生事実については、開示委員会の審議後、代表取締役社長の承認をもって発生後遅滞なく情報開示し、取締役会へは事後報告といたします。
c. 適時開示に係る社内体制については、添付【参考資料2】をご参照ください。

【参考資料1】

模式図


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
取締役会
（取締役5名）
報告
監査役会（監査役
3名うち社外2名）
監査
選任・再任の決定
監督
会計監査相当性
の判断
報告
代表取締役社長
会計監査人
（有限責任監査法人
トーマツ）
報告
報告
監査
連携・協議
監査部門
連携・協議
選任・解任
選任・解任
指示・監督
リスクマネジメント委員会
監督
経営戦略会議
取締役＋執行役員
監査
コンプライアンス委員会
指示・監督
監督
各業務執行部門・子会社

【参考資料2】

適時開示に係る社内体制

